

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2016/7/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/>2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/>3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p><input type="checkbox"/>4) 施工体系図に記載された全ての下請工事ついて、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/>5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)</p> <p><input type="checkbox"/>6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p><input type="checkbox"/>7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>8) その他(理由: _____)</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()					
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/>1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/>2) 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/>3) 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。</p> <p>【主任(監理)技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/>5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p><input type="checkbox"/>6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>7) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。</p> <p><input type="checkbox"/>8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/>9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。</p> <p>【自社施工義務対象工事】</p> <p><input type="checkbox"/>10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。</p> <p><input type="checkbox"/>11) その他(理由: _____)</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()					

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2016/7/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切	e 不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。</p> <p><input type="checkbox"/>2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</p> <p><input type="checkbox"/>3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。</p> <p><input type="checkbox"/>4) 指示・承諾・協議等が、適切に整理されている。</p> <p><input type="checkbox"/>5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>6) 日常の出来形管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p><input type="checkbox"/>7) 日常の品質管理が、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p><input type="checkbox"/>8) 現場条件の変化への対応が適切になされている。</p> <p><input type="checkbox"/>9) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。</p> <p><input type="checkbox"/>10) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</p> <p><input type="checkbox"/>12) その他(理由:)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p>					
	II. 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/>1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p><input type="checkbox"/>2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。</p> <p><input type="checkbox"/>3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p><input type="checkbox"/>4) 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>5) 工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。</p> <p><input type="checkbox"/>6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p><input type="checkbox"/>7) 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/>8) その他(理由:)</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>			<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。</p>
<p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p>						

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

2016/7/1 以降

(総括監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <input type="checkbox"/> 1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月活動し、記録が整理されている。 ○ <input type="checkbox"/> 2) 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ○ <input type="checkbox"/> 3) 安全教育及び安全訓練等が半月/月以上実施されている。 ○ <input type="checkbox"/> 4) 安全巡視、TBM, KY等を実施し、記録が整備されている。 ○ <input type="checkbox"/> 5) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。 ○ <input type="checkbox"/> 6) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ○ <input type="checkbox"/> 7) 過積載防止に積極的に取り組んでいる。 ○ <input type="checkbox"/> 8) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ○ <input type="checkbox"/> 9) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。 ○ <input type="checkbox"/> 10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ○ <input type="checkbox"/> 11) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ○ <input type="checkbox"/> 12) その他(理由: _____) <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p>			<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
					①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()	
	IV. 対外関係	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <input type="checkbox"/> 1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ○ <input type="checkbox"/> 2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。 ○ <input type="checkbox"/> 3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。 ○ <input type="checkbox"/> 4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ○ <input type="checkbox"/> 5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ○ <input type="checkbox"/> 6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ○ <input type="checkbox"/> 7) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ○ <input type="checkbox"/> 8) その他(理由: _____) <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p>			<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
					①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()	

工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。

2016/7/1 以降

(総括監督員)

<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">a</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">b</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">c</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">d</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">e</td> </tr> </table>		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
	a	b	c	d	e						
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足しているが、そのばらつきが規格値の80%を超える。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。						
<p>① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>											
II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%を超える。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。						
<p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。</p> <p>③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p> <p>なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>											
<p>品質管理点数が少なく、バラツキの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。</p>											